

○愛西市子どもの心の健康づくり事業推進実行委員会設置要綱

平成17年4月1日

告示第37号

改正 平成21年3月31日告示第33号

平成24年3月30日告示第57号

平成25年2月15日告示第5号

平成28年3月31日告示第80号

令和2年3月24日告示第39号

(設置)

第1条 子どもの心を健全育成することにより、思春期の問題行動を防止するため、子ども自身に命の尊さの認識と健全な自尊心の形成、意思決定、目標設定などの基本的心理社会能力（ライフスキル）を育てる健康教育プログラムを開発し、妊娠期から乳幼児期、思春期まで一貫した教育を地域と学校が連携して実施することを目的として、愛西市子どもの心の健康づくり事業推進実行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 健康教育プログラムの作成に関すること。
- (2) 事業計画の決定と事業執行のための連絡調整に関すること。
- (3) 子どもの心の健康づくりに関する知識の普及及び事業の啓発に関すること。
- (4) その他子どもの心の健康づくりに関する必要な事項に関すること。

(委員定数)

第3条 委員会の委員の定数は、20人以内とする。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の内から市長が依頼する。

- (1) 医師会の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 津島保健所長
- (4) PTAの代表
- (5) 母の会の代表
- (6) 住民代表
- (7) 小中学校長の代表
- (8) 小中学校養護教諭代表
- (9) 市職員
- (10) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第5条 委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会においては、委員長が議長となるものとする。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康子ども部健康推進課において処理する。
(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐屋町子どもの心の健康づくり事業推進実行委員会設置要綱(佐屋町制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月31日告示第33号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第57号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月15日告示第5号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第80号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日告示第39号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。